

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (二)

—— ヴィルヘルム・グレーナーと戦時社会政策 ——

山 田 高 生

- 一 はじめに
 - 二 ヴィルヘルム・グレーナーの生い立ちと軍隊生活……………以上、本誌一二五号
 - 三 大戦初期における軍部の社会政策
 - (1) 食糧政策
 - (a) 開戦当初の食糧事情
 - (b) 食糧政策をめぐる対立
 - (c) 軍部の介入(グレーナーの登用)
 - (d) 戦時食糧庁の設立……………以上、本号
 - (2) 原料政策と兵器生産政策
 - (3) マンパワー政策
 - (4) 労使関係政策
 - 四 軍事庁と祖国補助勤務法
 - 五 むすび
- 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (二)

三 大戦初期における軍部の社会政策

(1) 食糧政策

(a) 開戦当初の食糧不安

ドイツは戦前から食糧供給の三分の一を輸入に頼っていたため、開戦とともに市民の間で食糧不足が発生したが、しかし軍当局は当初からこの問題を視野の外に留めていた。政府は短期戦による早期の勝利という軍事計画のもとで、将来の食糧問題の困難に備えるような計画をなすにひとつとらなかつたのである。市民の食糧供給という視点から軍隊の食糧割当をコントロールするという努力は、ほとんど行われなかつた。むしろ軍隊の食糧調達政策が組織間の競争を激しめ、価格吊り上げを誘発する有様であつた。当時の食糧政策の責任者は、帝国内務省長官デルブリュック (Clemens Gottlieb von Delbrück, 1856-1921) であつたが、この人物は——フェルドマンの評するところによれば——「戦争によって課せられた新しい緊張に旨く堪えられるような人間ではなかつた。」⁽¹⁾確かに彼は、すでに一九一一年に戦争のような大事件が発生した場合には、それに対応するために政府による大量の小麦の買い付けを提案していたが、当時の帝国財務省長官キューンが財政的理由から反対したため実現しなかつた。⁽²⁾その後デルブリュックは、自らの提案を実現するほどの力もないうちに一九一四年七月を迎えたのであつた。開戦当初は、西ドイツのいくつかの製粉所に小麦が貯蔵されていたこと、次の収穫期が接近していたこと、ハンブルク—アメリカ航路会社の社長アルバート・バリーンの発意によって民間企業が海外の小麦の買い付けを開始したことなどのために、食糧問題は開戦当初の一時的パニックを除けば、おおむね平穩に経過し、直ちに表

面化したわけではなかった。むしろ食糧事情についての楽観的な新聞報道によって、大衆のところでは一九一四年の終わりには戦前よりも多くのケーキが消費されたといわれる。⁽³⁾しかしこの間を通して、食糧価格は次第に上昇し大衆の間に不安が広まった。軍事優先の圧迫のもとで、デルブリュックは大衆の食糧パニックの発生を恐れながらも、なにひとつ発言せず、なんの行動も起こさなかったのである。

(b) 食糧政策をめぐる対立

食糧問題に対する政府の無策を批判し、デルブリュックに行動を起こさせようとする動きは、比較的早い時期から始まった。すでに開戦時の八月に、ラーテナウ (Walther Rathenau, 1867-1922) は陸軍省が食糧をコントロールする必要性を示唆した。しかしプロイセン陸軍大臣ファルケンハイン (Erich Falkenhayn, 1861-1922) は、これを自分の管轄外の問題であるという理由で拒否した。⁽⁴⁾一月にはプロイセン商務省の次官ゲッパート (Heinrich Goepfert, 1867-1937) が、デルブリュックに小麦の分配をコントロールするように説得し、そして農家が家畜の飼料に小麦とライ麦を使用するのを妨げるよう進言したが、無駄であった。さらにゲッパートは、一九一四年のクリスマスの際に参謀本部の野戦鉄道部門の責任者であるグレーナーに訴えた。戦時動員計画を策定した際に食糧供給についても関心を示したグレーナーから、ゲッパートが食糧問題への軍事的干渉を要請した彼の嘆願にたいし理解ある回答を期待したのは当然であった。しかしグレーナーは、ゲッパートの手紙について当時の状況をあまりにも暗く描きすぎていること、そして軍隊はそのような問題を取り扱うのに適当な機関ではない、という印象をもった。⁽⁵⁾このようなグレーナーの反対にゲッパートが失望したことは言うまでもない。工業家からも、食糧

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (二)

問題への政府の介入を要請する声があがった。一九一四年九月に、フーゲンベルク (Alfred Hugenberg, 1865-1951) とシュティンネス (Hugo Stinnes, 1870-1924) らがデルブリュックにたいし二〇〇万トンの小麦を買い上げるための公社の設立を求めた。しかしデルブリュックがこの計画にも反応を示さなかったため、彼らはプロイセン大蔵省に働きかけ、とりわけ彼らの考えを積極的に受け入れる態度を示した国務次官ミヒャエリス (Georg Michaelis, 1857-1936) を押し立てて、一九一四年二月八日に、もっぱら外国穀物の購入に従事する戦時穀物協会 (Kriegsgetreide-Gesellschaft) を設立するのに成功した。⁽⁶⁾ 農業者のグループは、もともと食糧の供給と価格を市場の自由な展開にまかせるべきだという考えであったが、ドイツ農業者同盟会長レジィケのもとで、政府が小麦に関する中庸な価格最高限度を設定することに賛成する方針に変更した。それは、農産物価格の無制限な放置が小麦の高騰をよび、下層及び中産階層から農業の暴利という批判が生まれるのではないかという政治的及び社会的配慮からであった。⁽⁷⁾ かくて工業家のグループも農業者のグループも、政府にたいし食糧問題への介入を要請する点で一致した。この二つのグループは、有名な農業の専門家ゼーリング (Max Sering, 1857-1939) 教授によって伴われて、一九一四年二月末にモルトケ (Helmut von Moltke, 1848-1916) に働きかけた。モルトケ將軍は軍事的失敗と參謀総長の更迭にもかかわらず、宰相と皇帝に影響を持っていたのである。一九一五年一月一〇日に、彼は宰相ベートン (Theobald von Bethmann-Hollweg, 1856-1921) へ食糧困窮の救済を訴える書面を送った。⁽⁸⁾

こうした各方面からの要請に、デルブリュックも遂に重い腰を上げざるを得なくなった。しかしその背後には、未だ政府への直接的影響力は弱かったとしても、社会民主党のリーダーであるエーベルト (Friedrich Ebert, 1871-1925) とンチャイデーン (Philipp Scheidemann, 1865-1939) 自由労働組合の議長であるレギーン (Carl Legien,

1861-1920)らによって、「城内平和」と引き替えに食糧問題、戦傷者問題、失業問題等にたいする国家介入による労働者保護政策の要請があり、これが戦時下のドイツ国内で重要な社会的緊張を作り出していたことは看過されてはならない。⁽⁹⁾ やがて、戦争長期化の見通しがいよいよ鮮明になった一九一五年一月二五日に、パン用穀物条例(Brotgetreideordnung)が施行され、地方自治体連合会(Kommunalverbände)に公的な戦時食糧経済の実施がはじめて委ねられた。⁽¹⁰⁾ 農家は小麦の貯蔵を申告するように要求された。もし虚偽の申告が発覚した場合には、重い罰金が科せられた。小麦とライ麦を家畜の飼料に用いることは禁じられた。戦時穀物協会には小麦の買い上げが命令され、最高価格が定められた。また、小麦の配給のために帝国配給局(Reichsverteilungsstelle)が設立された。これは後に戦時穀物協会に糾合された。そして一月にはじめてベルリンでパンの配給制が実施され、六月までには帝国の他の地域にも拡大された。このようにして小麦の供給の政府の組織が始まったが、この「統制経済」方式はその後にくすくすすべての食糧供給の組織のモデルとなったのである。しかしながら、これで食糧政策をめぐる生産者と消費者の対立が解決したわけではなかった。農業家は政府が設定した小麦の買い上げ価格の最高限度額に憤慨し、そして統制を受けない農産物を生産するか、闇市場に向かう傾向にあった。農業家グループの指導者たちは、買い上げ価格の最高限度額の設定が小麦のみに限定されることを欲し、じゃがいも、野菜、ミルク、卵等の他の農産物に統制経済が拡大することに反対し、都市の消費者グループと対立した。後者は統制経済がほとんどすべての食糧生産に拡大し、できるだけ価格を安く維持することを欲したのであった。都市からの圧力が次第に強くなり、遂にデルブリュックは、一九一五年一〇月には帝国じゃがいも局(Reichs-Kartoffelstelle)を設立せざるを得なくなった。この局はじゃがいもの隠匿を差し押さえる一方で、じゃがいもを家畜の飼料として利用するこ

とを禁止する権利が与えられた。また、同じ時期に一万人以上のすべての都市に帝国価格検査局 (Reichspreisprüfungsstelle) とその出先機関である価格検査所 (Preisprüfungsstelle) が設立された。だが、これらの組織には執行権が与えられていなかった⁽¹¹⁾ので、それは単なる助言団体にすぎなかったのである。

(c) 軍部の介入 (グレーナーの登用)

しかしながら、政府の食糧政策を困難にした真の理由は帝国の行政組織の構造にあった。帝国内務省はそれ独自の行政装置を持たなかったため、各邦の官吏に頼らざるを得なかったが、その結果、内務省の指令とその実行の間にはいつも地方官吏の特殊なインタレストが介在した。フェルドマンの挙げている例によれば、プロイセン邦では、消費者の利益を支持する内務大臣レーベルと、農産物の高価格と最少の統制を要求する農業大臣シヨルレーマーが対立していたため、地方長官たちは行政組織上は内務大臣の指揮下にあったけれども、実際には農業大臣の精神で行動する傾向にあった。彼らは農業者との階級的結びつきと個人的インタレストのために、農業者に同情して統制経済の組織を妨害する方向で動いたのであった。プロイセン以外の邦でも事情は若干異なっていたが、本質は同じであった。農業邦であったバーデンでは、官吏たちはベルリンの命令に従って都市消費者のインタレストに役立つよう努めることを好まなかった。首相のヘルトリング (Count Hertling, 1843-1919) は小麦の供出制度の強力な反対者であった。彼はそれを「社会主義の原則」への屈服と見なしていたのである。邦の官吏は帝国の介入政策に反対して農業のインタレストに奉仕する傾向があったが、ところが現地の軍団司令長官の行動は、消費者のインタレストを優先させた。なぜならば多くの将軍は、食糧事情が左翼の大衆扇動の主たる要素を

なしており、公的安全を脅かしていると考えたからであった。彼らは食糧を隠匿するか、あるいは十分に生産しない農家にたいし脅かしをかけたのであった。そして戦争が長期化すればするほど、軍当局のこのような行動が必要であると見なされるようになった。

食糧問題について政治的解決を求める声は、消費者と生産者の双方の側から政府の無策にたいする批判として現れ、そして遂には軍部の支持を得るところにまでいった。しかしプロイセン政府は、政府を援助するエキスパートの助言者会議の設立を喜んで受け入れたが、軍隊のリーダーシップのもとの独立した軍事的執行機関の設立には反対であった。一九一五年五月一日のプロイセン邦の閣議で、ブライテンバッハは次のように述べている。「邦政府は国王と議会にたいし責任を負っている。それ故、経済問題の規制へ干渉しようとする軍の参謀幕僚の、繰り返される試みに反対して自らを防衛しなければならない。軍の参謀幕僚は、議会にたいし責任を持たない命令組織であるから、この問題については陸軍省を通してのみ政府と交渉することができるのである。」⁽¹³⁾ ヴァンデル将軍 (General von Wandel) も、経済問題の決定権を参謀幕僚に認めるという考えは「公法のもとでは支持され難い」と感じたようである。彼は政府によってとられた方策の多くがあまりにも遅すぎたこと、そしてこれが「住民の一部に政府にたいする信頼の低下」を引き起こしたことを認めながらも、軍当局が政府とは異なった勝手な方策によって対処しないように將軍たちに警告した。將軍たちは責任ある食糧機関と協力し、陸軍省に状況を報告しなければならぬ。⁽¹⁴⁾ その上で陸軍省は食糧問題について調整を求めることになろうというのがヴァンデル將軍の考えであった。

一九一五年の夏以降、国民と軍隊のところで食糧不足の危機はもはや看過されえないところになります。

とくにドイツの同盟国は重大な状況に直面していた。海外からの輸入は、ほとんどすべてイギリスの海上封鎖にあって不可能であった。そのためドイツの穀物輸入先は、ヨーロッパの大穀物生産国であるルーマニアに向けられた。この国は連合国側ではなかったが、しかし交渉は長引き、難航した。とりわけブカレストにおけるドイツの軍事アタッシュェとベルリンの外務省とがそれぞれ別の政策をとったことと、ルーマニアが自国の状況の有利さを利用して厳しい条件を提出したために、交渉はスムーズにすまなかったのである。⁽¹⁵⁾しかしながら、ゴルリツェ (Gorlice) とセルビアでの大規模な戦闘の結果、ルーマニアとの交渉が動き出した。ドイツ側は輸入とその方法の組織化に着手した。まずセルビアの征服が終了した後に、ドイツとトルコとの交通を容易にするバルカン鉄道が建設された。同じ時期に、この仕事はグレーナーに委ねられた。グレーナーの日記によれば、彼は一九一五年一月一二日にセルビアへ視察旅行へ出かけている。⁽¹⁶⁾彼は鉄道のおかれた多面的な課題をおして、次第にベルリン当局、経済界のリーダー及び戦時経済連合の指導者と密接な接触を持つようになった。彼らとの人的関係を背景に、グレーナーはドイツはルーマニアへ工業製品を輸出する用意があることを説明し、同時にルーマニア側の穀物輸出を促すよう努めた。一月一八日の午後、ベルリンの帝国内務省においてルーマニアからの穀物輸入をテーマにした会合が開かれたが、その時の模様をグレーナーは次のように伝えている。「出席者は帝国内務省長官デルブリュック、国務長官ヘルフェリッヒ、次官のヴァーンシャッフエ (Arnold Wahnschaffe, 1865-1946) とミヒャエリス、その他各省から出てきた別の大物たちであった。走ろうとしない輸入列車を動かし、そしてすべての輸送を軍事的に組織化するという名譽ある仕事は私に委ねられた。」⁽¹⁷⁾

ところで、鉄道とドナウ川水上交通によってこのような輸送を実施しなければならなかったために、ドイツは

オーストリアの主権を著しく制限せざるを得なかった。グレーナーの協力者であるフェルゼン少佐 (Major v. Ferner) がこれらの難しい仕事に当たったが、彼は素早く且つ適切にこの課題を解決した。フェルゼンはその後、ウィーンの全権総司令官付き将校として、中央輸送指導部においてルーマニアからの穀物輸送の指導を引き受けた。その後一九一六年夏までに、ルーマニア側の抵抗と言ひ逃れにもかかわらず、多量の穀物がオーストリアとドイツに流入されたので、最悪の事態は避けることができた。こうしてグレーナーは、自分に委ねられた課題を解決することができたのである。

(d) 戦時食糧庁の設立

食糧事情は一九一五年から一六年にかけて悪天候の影響や農家の売り渋り等のため、一層深刻になってきた。帝国議會はこの事態に対応するため、議員からなる食糧問題審議會 (Ernährungsbeirat) の設置を政府に認めさせたが、しかし一九一六年一月八日に開かれた最初の会議で明らかにされたように、純粹に助言者の機能をもつにすぎない審議會ではもはやなにも問題を解決することができなかったのである。⁽¹⁹⁾ 工業地域は、じゃがいもの不足によって特にひどい打撃を受けた。多くの会社は、闇市で労働者のための食糧を調達しなければならなかった。一九一六年秋以降、食糧暴動と小さなストライキの増加が目立った。他方で、状況の悪化とともに、軍当局による食糧統制を望む声があがった。一九一六年一月一日の帝国議會本会議では、食糧問題に関する予算委員会の報告をめぐって質疑が行われたが、そこでの討議の中にも、軍事行政のもとへの政府組織の集中を要求する意見が出された。⁽¹⁹⁾ 社会主義系の労働組合機関誌コレスポンデントブラット (Correspondenzblatt) は、一九一六年一月一

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (二)

日に「一九一五年の回顧」と題する論説を巻頭に掲げて、次のように総括した。「軍事的独裁者は、大抵の場合、官僚よりも国民の困窮について多くの理解を示してきた。彼は大衆の需要と供給の問題にも通じている。そして普通の行政官よりも、私的な営業利益とは切り離さなければならぬ戦争の成功にたいする諸条件をいかに評価すべきかを知っているのである。⁽²⁰⁾五月にはこの機関誌は、「軍事権力と並んで」国の食糧供給をコントロールする帝国食糧庁が設置されるよう要求した。⁽²¹⁾

この同じ月の一六日のグレーナーの日記には、次のように書かれていた。「夜中の一時にベットから起こされて、ファルケンハインのところへ呼び出された。彼は私に帝国宰相の電報を示した。そこでは、一人の将校が、新たに設置される戦時食糧庁の長官として問題になっていることを伝えている。それは、私がそれに適しているかどうかということである。……帝国宰相は、戦時食糧庁の長官として私を用いた場合、私を軍事上の命令領域から、すなわちこれまでの私の地位と任務から外すことを要求した。——私はしばらく起きていたが、やがてぐっすり眠った。……ファルケンハイン將軍は、私にベルリンへ行き、帝国宰相に直接報告してほしいと述べた。⁽²²⁾グレーナーは、そのような帝国食糧庁の設立そのものには反対ではなかったが、彼自身、現在の野外鉄道局の長に留まることを強く望んでいた。五月一八日の日記には次のようにある。「國務省の会議の後、ヴァーンシャッフエが私に電話をしてきた。それは、私が陸軍大臣代理であるヴァンデル將軍に、自分の言い分を取り下げたと報告してほしいという連絡であった。私が述べている言い分とは、第一に、設立が見込まれている戦時食糧庁でも、自分の同僚と一緒に野戦鉄道局の長に留まっていたいということと、第二に、このようなやり方での問題について陸軍最高司令部 (Oberste Heeresleitung = OHL) を躊躇させることであった。私は、自分の立場から

彼を説得するよう努めた。」グレーナーが野戦鉄道局の長に留まることに頑固にこだわったのは、単に彼が心のなかでこれまでの仕事に愛着を持っていたばかりでなく、とりわけ他の課題にたいしても持つことができた彼自身の個人的重みが、著しく広い権限を持つこの野戦鉄道局によって与えられたものであることを十分自覚していたからであった。グレーナーのこのような要望は、ヴァンデル將軍とファルケンハイン野戦軍参謀総長によって受け入れられたため、彼は野戦鉄道局の局長のポストを維持したまま、一九一六年五月二二日、新設の戦時食糧庁 (Kriegsernährungsamt = KEA) に役員として参加することになった。

戦時食糧庁の役員会は、軍の影響が保証される必要があるため、バトッキ (Adolf Tortilowicz v. Batocki) やグレーナーのような軍関係者が指導権を持つように組織されたが、同時に社会民主党員 (労働組合の代表) も参加することになった。グレーナーの考えは、とりわけ食糧問題は全国民の代表の共同のテーマであるので、社会民主党のみが食糧にたいする責任を免れることはできないというものであった。またグレーナーは、この課題の解決に自治体行政の協力も要請されるため、大都市の市長の参加も必要であると考えた。⁽²³⁾ こうして、当初七人と規定されていた戦時食糧庁の役員会は次第に膨らみ、九名になった。さらにその後、帝国議会から北と南から各一名の農業家代表の帝国議會議員が加わり、全部で一一名となった。そのほかに、特別な問題の場合には帝国議会の一六名の食糧委員会が加わることになった。⁽²⁴⁾

ところでグレーナーにとって、「戦時食糧庁の仕事は大きな喜びであったというわけではなかった。」⁽²⁵⁾ 彼は軍人として官僚と行政が旨く組み合わさって効率的な措置がとれることを望ましくと考えていたが、彼の目からすると、文民サイドはあまりにも弱腰で穩やかすぎないように見えた。とくに、彼らには自発性が欠けていた。後に

なってグレーナーは、経済的な結び目が一刀両断で真二つに切れるということはほとんどあり得ないということ
 を学んだが、しかし彼は、各省の動きの鈍いやり方を歓迎したわけではなかった。このような現象の一部は、連
 邦国家としての帝国の構造に起因すると考えられた。それは、ビスマルクのような政治的巨人の手によってはじ
 めて作られたのであって、地方分権主義はなお克服されずにいたのである。このような状況のもとで、戦時食糧
 庁はゆっくり動き始めた。役員会の議長にはバトッキが就任した。この人物は東プロイセンの知事を経験してお
 り、高度な行政能力と経済生活に関する広い知識を有していた。グレーナーは「彼を保守的な基本的立場と、視
 野と判断の広さとが結びついた優れた人物⁽²⁶⁾」として評価した。しかし困難な状況下において、彼には食糧問題の
 独裁者に必要な非情さと冷酷さに欠けていた。バトッキは、農産物の自由市場化に固執する大土地所有者グルー
 プからしばしば激しい攻撃を受けた。他方で労働組合のグループからは、労働者と住民に肉カードの配布など食
 糧の供給についての国家干渉が強力に要請された。結局、戦時食糧庁の役員会は左右の陣営からの要請に翻弄さ
 れて、いわゆる「グループ委員会の長談義」に明け暮れたのであった。グレーナーの当時の日記によれば、「六月
 一五―二七日。ほとんど毎日、早くから遅くまで戦時食糧庁で協議。同じテーマについての話し合いが四回から
 五回と繰り返された。戦時食糧庁の立場は次第に固まりつつあるように見える。プロイセンの省はわれわれに好
 意を示し、われわれの活動に協力する意向がうかがえる。農業省でさえそうである。しかし帝国内務省との関係
 はなお明確ではない。私はバトッキと他の役員会メンバーをできるだけかけつけようとして努めている⁽²⁷⁾」まったく
 腰を上げようとする帝国内務省の役人にたいするグレーナーのいらだちがうかがえる。

前述のように、戦前より食糧輸入依存度が高かったドイツでは、食糧不足はイギリスの海上封鎖によって労働

者大衆の生活を直接圧迫したし、また戦争による軍事優先策の結果として、国内の農業労働力及び輸送手段の不足によって著しくドラスティックな形で現れた。自由労働組合総務委員会は、開戦直後の八月一三日に社会民主党幹部会と共同で政府にたいし生活物資の公的規制を要求する請願を提出したのをはじめとして、その後もいくたびか請願あるいは内務省との交渉を通じて公的機関による生活物資の買い上げ、製パン用穀物の最高価格の引き下げ及び主要生活物資にたいする最高価格の設定等のいわゆる戦時食糧統制の要求を行った⁽²⁸⁾。これにたいし当初政府は、穀物の公的規制に反対する農業家グループの意向を配慮してなかなか腰を上げようとしなかったが、ついに一九一四年一月二三日の連邦参議院で食用じゃがいもの最高販売価格を定めたのを皮切りに、翌年一月末には小麦生産の統制、パンの配給制が導入され、徐々に戦時食糧統制に入っていた⁽²⁹⁾。その後一九一六年五月二三日に戦時食糧庁が設置され、ドイツ全土の食糧、原料、飼料等の統一的管理が委ねられたが、しかしプロイセン内務省と農務省の間の反目や多くの邦政府の非協力のために実効を上げることができず、食糧事情はいよいよ悪化の一途をたどった⁽³⁰⁾。そしてついに一九一七年春には、パンの配給割当の削減をきっかけとして、大都市労働者の最初の大規模なストライキにまで発展したのである。開戦後最初の労働者大衆の内政的不満の表出として注目されるこのストライキにさいして、陸軍省は自由労働組合総務委員会との交渉を通じて、労働者の不満をそらすために、各食糧配給機関への労働者代表二名の参加を約した⁽³¹⁾。最大のストライキ参加者(二万人)を記録したベルリンでも労働者食糧委員会(Arbeiterernährungsausschuss)が組織されたことによってもかく危機は回避された。こうして労働者大衆の政治化を危惧した陸軍省と経済的要求を一步も越えようとしなかった総務委員会との協力によってもかくストライキは収拾された。しかし食糧事情そのものが解決されたわけではなく、むしろ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (二)

るそれ以降は、食糧の絶対的欠乏下で統制違反者にたいする官僚主義的取り締まりの方向が強化されたのであった。⁽⁸²⁾

- (1) Gerald D. Feldman, *Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918*, Princeton, 1966, p. 98 [(Deutsch von Norma von Ragenfeld-Feldman) *Armee, Industrie und Arbeiterschaft in Deutschland 1914 bis 1918*, Berlin/Bonn 1985, S. 95] (以下「内務省ドイツ語版ページ数」)。ギルブリックは一九〇五年以後ブローヤン商務大臣として社会政策を担当し、一九〇九—一六年の間は帝国内務省長官と帝国宰相代理を務めた。
- (2) August Skalweit, *Die deutsche Kriegsernährungswirtschaft*, Berlin, Leipzig, Stuttgart 1927, S. 17.
- (3) G. Feldman, *op. cit.*, p. 99 [S. 95].
- (4) *Ibid.*, p. 99 [S. 95].
- (5) Wilhelm Groener, *Lebenserinnerungen: Jugend, Generalstab, Weltkrieg*, herausgegeben von Friedrich Frhr. Hiller von Gaetringen, mit einem Vorwort von Peter Rassow, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972, Deutsche Geschichtsquellen des 19. und 20. Jahrhunderts, herausgegeben von der historischen Kommission bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Band 41, S. 210.
- (6) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags (Abk.: Sten. Ber.), 13. Legislaturperiode, 2. Session, Bd. 306 (4. 8. 1914 bis 16. 3. 1916), 7. Sitzung am 19. 3. 1915, S. 69 (Bericht Graf Westarp). Kuno Graf von Westarp, *Konservative Politik im letzten Jahrzehnt des Kaiserreiches*, Bd. 2, Berlin 1935, S. 379.
- (7) *Ibid.*, S. 379-385.
- (8) G. Feldman, *op. cit.*, P. 102 [S. 97].

- (9) K. G. v. Westarp, op. cit., S. 385. Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat ; Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens (1890-1920), Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Band 9, S. 76-8.
- (10) Vgl. A. Skalweit, op. cit., S. 151.
- (11) Ibid., S. 130ff.
- (12) G. Feldman, op. cit., p. 104. Vgl., Hans Goldschmidt, Das Reich und Preußen im Kampf um die Führung ; von Bismarck bis 1918, Berlin 1931, S. 116-8.
- (13) Sitzung des preussischen Staatsministeriums, 1. 5. 1915, zitiert bei : G. Feldman, op. cit., p. 106 [S. 101].
- (14) Ibid., p. 107 [S. 101].
- (15) W. Groener, op. cit., S. 329.
- (16) Ibid., S. 330.
- (17) Ibid., S. 331.
- (18) Sten. Ber., 13. Leg., 2. Session, Bd. 306, 26. Sitzung am 11. 1. 1916, S. 526.
- (19) Ibid., S. 520.
- (20) "Rückblick auf das Jahr 1915", in : Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, Nr. 1, 26. Jahrgang, Berlin 1. 1. 1916, S. 1-4.
- (21) "Ein Reichslebensmittelamt", in : Correspondenzblatt., Nr. 20, 26. Jahrgang, Berlin 13. 5. 1916, S. 209-212.
- (22) W. Groener, ibid., S. 333-4.
- (23) Ibid., S. 335.

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (二)

- (24) A. Skalweit, op. cit., S. 184-5.
- (25) W. Groener, op. cit., S. 336.
- (26) Ibid., S. 336.
- (27) Ibid., S. 337.
- (28) Vgl. Paul Umbreit, Die deutschen Gewerkschaften im Kreige, in: P. Umbreit u. Charlotte Lorenz, Der Krieg und die Arbeitsverhältnisse, Stuttgart, Berlin und Leipzig 1928, S. 89ff.
- (29) A. Skalweit, op. cit., S. 115ff.
- (30) P. Umbreit, op. cit., S. 100.
- (31) W・リヒターによれば、「この(陸軍省と労働組合指導者との……引用者)交渉のねらいは、労働者の利益を代表することにあつたのではなく、運動を政治的要求から純経済的要求にそらせ、つゞとしてしまおうという点にあつた。」(Werner Richter, Gewerkschaften, Monopolkapital und Staat im ersten Weltkrieg und in der November-revolution (1914-1919), Berlin 1959, S. 110) 拙稿「第一次大戦中における自由労働組合の超経營的参加政策(ドイツ・一九一四―一九一八)」(2)、成城大学『経済研究』第五八号(昭和五二年一〇月)一三九ページ以下参照。
- (32) 一九一七年四月ストライキ收拾後の八月に、戦時食糧庁は、帝国食糧庁に格上げされ新たにボンメルン長官フォン・ヴァルドウ(von Waldow)を長官に迎えて、統制違反者にたいする刑罰と取り締まりの強化にのり出した。しかしそうした官憲国家的取締まりも、所せんは食糧の絶対的欠乏下では闇市の価格を吊上げる役割を果たしたにすぎなかつたのである(P. Umbreit, op.cit., S. 105)。

(未完)

〔付記〕 本論文は、平成六年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。